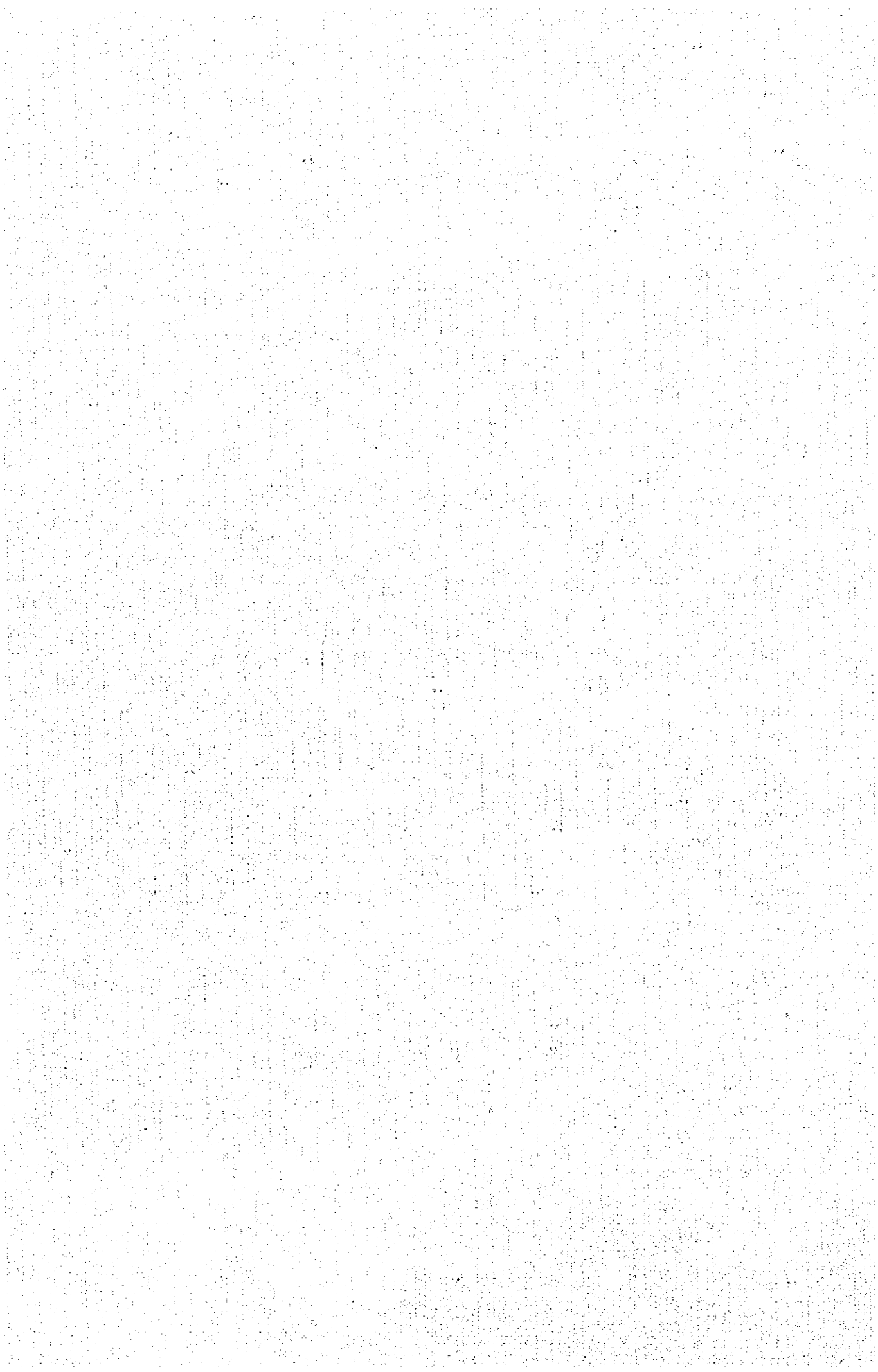


添付資料リスト

- ・ 品目別輸出量の推移
- ・ INFORMATION ABOUT MONGOLIAN CASINGS
- ・ 1993～1996年度 食料品農牧業分野における基本方針
- ・ 外国投資を有する企業単位の設立、登録及び解散に関する規則



品目別輸出量の推移

	1989	1990	1991	1992	1993
銅精鉱 (千t)	350.4	347.5	243.6	346.0	394.5
モリブデン精鉱 (〃)	3.31	3.99	3.17	2.98	2.91
螢石精鉱 (〃)	113.0	116.6	120.2	97.2	77.2
石炭 (〃)	776.0	490.2	120.8	78.1	0.0
セメント (〃)	175.0	95.4	0.0	0.0	13.6
製材 (千m ³)	31.4	19.9	...	0.0	12.0
挽材 (〃)	71.1	42.5	90.2	71.9	79.9
洗浄羊毛 (千t)	3.5	2.8	2.2	7.3	2.6
子羊毛 (〃)	1.4	0.5	0.0	0.0	0.0
ラクダ毛 (〃)	2.1	1.9	0.1	1.7	3.1
カシミヤ (〃)	0.2	0.4	0.6	1.7	1.4
馬のたてがみ (〃)	0.7	0.5	0.0	0.4	0.2
馬原皮 (千枚)	124.7	105.2	78.3	13.5	153.5
羊原皮 (〃)	289.0	130.0	131.0	1,633.5	4,151.2
山羊原皮 (〃)	30.0	113.2	101.0	265.0	681.9
精加工羊皮 (〃) *1	180.0	172.0	0.0	0.0	5,017 *1
セブレット革 (〃) *1	93.8	24.1	0.0	0.0	711 *1
皮製衣類 (千ドル) *2	75.3	87.0	128.7	128.2	86.5
絨毯 (百万m ²)	1.9	1.7	0.1	0.4	0.5
毛織物 (千m)	37.2	0.0	0.0	0.0	3.6
ウール毛布 (千枚)	377.0	336.4	46.2	38.1	7.0
カシミヤ製品 (千個)	270.6	275.7	26.1	132.7	106.3
ラクダ毛製品 (〃)	21.7	23.2	18.3	7.6	6.6
マーモット原皮 (千枚)	331.5	73.0	81.0	41.8	90.6
小麦 (千t)	31.0	27.1	0.0	1.4	5.4
ウォッカ (千L)	140.8	186.4	0.0	5.9	30.5
食肉 (千L)	30.5	24.3	21.8	11.0	7.1
生体家畜 (〃) *3	21.6	20.8	20.1	0.3	42 *3
馬 (〃)	64.0	42.3	23.2	0.0	0.0
豚 (千ロール)	2,953.4	2,163.8	495.6	3,523.8	1,361.8

(注) *1 93年以降はm

*2 89年以前は千着

*3 93年以降は千頭

(出所) Statistical Office of Mongolia, Mongolian Economy and Society in 1992.
93年政府統計資料

INFORMATION ABOUT MONGOLIAN CASINGS

Sheep casings

- 1th quality: 1 heng = about 96 - 104 m, with 4 end
(1 end = 1 piece)
1 piece above 23 m, to admit 3 hole
with a diameter until 5 mm
1 piece under 23 m, to admit 2 hole
with a diameter of until 5 mm
Colour: white
Price 1995: 1 piece = 2,10 US \$ FCA US
- 2nd quality: 1 heng = 96 - 104 m about, whit until
16 end
The shortest piece in a heng is 3 m
Fastness of wall or surface of casing
is the same as the 1th quality.
Colour: light
Price 1995: 1 piece = 1,60 US \$ FCA
Ulaanbaatar
- 3th quality: 1 heng = about 96 - 104 m
The shortest piece is 1 m.
Fastness of casing is weak.
Price 1995: 1 piece = 0,60 US \$ FCA
Ulaanbaatar

GOAT'S CASINGS

Quality is the same as the 2nd quality
of sheep casing.

Price 1995 was 1,10 US \$ FCA Ulaan-
baatar

All of casings has been gud cleaned (free from ader und
no slime) and salted regular.

1993～1996年度

食糧品農牧業分野における

基本方針

1. 畜産業開発基本方針
2. 農業生産開発基本方針
3. 食料品加工基本方針
4. 農畜産機械化基本方針
5. 水資源開発基本方針
6. 人材育成基本方針

モンゴル食品農牧省

1993年発行

1. 畜産業開発における基本方針

モンゴル国内の5畜（牛・馬・羊・山羊・らくだ）の飼育頭数最低ラインを下記と設定し実行する。

1993年	2,590万頭
94年	2,540万頭
95年	2,560万頭
96年	2,570万頭

また、上記家畜頭数のうち年平均で870万～900万頭の幼家畜を育成する事を目標とする。年平均740万～820万頭の屠殺を行う。年平均の病気、事故死については、約100万頭が予測されるので、病気・事故死亡率減少計画を立てる。

1993～1996年度には、51.5万～52.88万トンの生肉生産を行い、このうち30万トンを輸出する計画を立てる。

人口一人当りの肉供給量

1993年	103.9kg
94年	97.2kg
95年	99.2kg
96年	102.4kg

人口一人当りのミルク供給量

1993年	103.9kg
94年	97.2kg
95年	99.2kg
96年	102.4kg

家畜の改良、獣医・人工授精師のレベル向上により、優良家畜を増やし生産力増加を計り、上記の目標を達成する。

モンゴル国内の家畜遺伝子・家畜衛生法を1993年度内に作成し、閣議にかける。

優良家畜増加計画の第一ステップとしては、1993年より国内全種畜の畜査を行い、大家畜に同様の事を行う。1993年からは、郡別に5畜の純血種を選択し、1995年までに番号登録を終了させ各品種の特徴を伸ばす。

羊については、生体重を落とさず羊毛の品質を向上させる羊の品種改良を行い、じゅうたん用羊毛生産を1996年には5～7%増加させる。（1993年比）

山羊については、上質カシミア生産用に品種改良を行い、上質カシミア生産量を年間1,000トンとする。また、各県・郡に品質検査機関を設置する。また、各県・郡に品質検査機関を設置する。

1994年から野生優良羊・山羊・ヤクの精子を凍結保存する。その結果、家畜の精子が商品化されモンゴル国に大きな利益をもたらす可能性を追求する。

家畜食糧品市場を県庁所在地・主要都市に1カ所、首都に2～3カ所作り、有料各種サービス（屠殺・宅配）を行い、市場経済化を推進する。一方で、各家庭（アパート・ゲル）でバターを作る技術を普及させる。

家畜衛生

家畜病院運営システムを市場経済にマッチした方法で発展させる事に重点を置く。

また、家畜飼育（育種）についての法律・関係する他の法律を制定する。

家畜・野生動物の伝染病発生率の調査を、環境・地域毎に細かく調査し、原因探究し発病率を減少させる。そのためには、予防薬の品質向上を計る必要があり、ソングノ（ウランバートルより約40km）のバイオコンビナート・家畜病院薬剤室（薬局）・国営総合研究所の機材を改良する必要がある。EC諸国の援助により、中央研究所・地方研究所の機材や技術を向上させる計画がある。

市場経済移行に伴い、野生動物から取れる、毛・皮・つのを原料とする製品が増え、そのため人間に感染する病気が増加してきた。また、企業間での家畜移動に際しての家畜伝染病もあり、家畜病院・保健所の機能強化を計ると共に、医師の知識・能力・責任を高める事に重点を置く。その次に家畜薬の生産・検査・登録・使用の一貫した組織を作る。また、家畜病院用救急車のスペアパーツ供給を支援国の援助で行う。

2. 農業生産開発基本方針

モンゴルの特別な気象条件下での農業生産量を計画経済時レベルに回復させる。

食糧品の主原料である小麦粉、馬鈴薯、野菜、飼料を自給自足するため、以下の方針がある。

- ① 農業の基本となる土地、表土を大切に使用し、土の栄養（肥沃土）を保護し、土の栄養を復活させる。

- ② 最初の2年間は6,000～1万ヘクタールを休耕地とし、残りの土地を利用する。企業間の契約・注文を基本とし、農業事業を行うのに必要な機械・部品・燃料・油脂類・種子・肥料を購入する資金援助を行う。
- 県庁所在地・特別市・村等人口集中地の住民が、馬鈴薯、野菜、小麦を生産できるように、種子・機材の供給を行う。
- 農業製品加工工場（中小企業）を発展させるための資金援助を行う。
- ③ 自然放牧の特徴を考えながら、1993年より支援国からの資金を利用し、「飼料プロジェクト」を実行し、羊1頭に対する飼料を40%増加させる。（牛1頭は羊5頭に相当すると考え、全家畜を羊頭数で計算）
- ④ 1993年から、原料から最終製品生産までの一貫した合併会社・組合を設立し、これらを応援・援助する。
- ⑤ 整地・耕地用機材技術を完全利用するため、民間・国営の専門的組織を1994年に設立させ、彼等の労働条件を法律で保護する。
- ⑥ 牧草地保護のため年間20万ヘクタール以上の土地に薬剤散布を行い、単収増加を計る。そのための農薬を輸入する。

伝統的農業技術の拡大、家庭農業発展、土地の私有化、小型農業用機械の供与、中小加工工場設立等を1993年～1996年までに計画・実行する。

これらの結果、国内の農作物生産量増加、民間企業の優先的発展、飼料・野菜の品目増加のための種子を自給自足可能にする報酬システム、民間加工工場設立のための資金援助、税金の軽減等が予測される。

全肥料使用量の30%を国内生産できる肥料工場設立を1993年より着手する。

虫害・鼠害の防止を年間10万ヘクタール行う。

単収増加、虫害・鼠害・乾期に抵抗性がある品種を作るため、研究機関の能力向上を計り、1994～1996年までに実行する。

種子（オリジナル）を緊急用に国で保存する。

果物民間会社設立条件を整え、苗・道具を供与し、生産量を50%以上増加させる。

飼料作物自給自足のために、草地の調整利用を行い、県・郡庁に権限を持たす。

油脂植物・種子生産のために3,400ヘクタールの新灌漑システムを1993～1996年に作る。

よって1993～1994年に3,000ヘクタールの灌漑システムの調査・設計を行い、建設資金のスポンサーを探す。

砂糖大根用に 9,529ヘクタールの灌漑システム20カ所を改良・修理し 5,200ヘクタールに新灌漑システムを作る。これらの事を1993～1996年までに、他国援助（借款・無償）若しくは企業投資で行う。

上記の事により、砂糖生産用の原料増産を計る。

3. 食品加工基本方針

<肉製品について>

1993～1996年の間に総量 103万 250トンの肉を出荷し、そのうち91万 2,200トン在国内消費用とする。

食肉工場用の4家畜肉（牛・馬・羊・山羊）と、豚肉の出荷を1990年度レベルまで向上させる。

1993～1996年に、人口集中都市の肉供給調整・工場の常時操業によって、ハム・肉の缶詰の生産量増加を計る。

国民に質の良い多種類の肉製品を供給するために、以下の計画を行う。

- ① 需要供給システムの強化。
- ② 豚・鶏肉の生産増加のため、関連民間会社に対して経済援助。
- ③ ウランバートル以外の都市も肉製品の価格自由化。
- ④ 家畜・肉の歩留りを増加させるために、県・郡の肉供給義務を1年毎に調査解決。
- ⑤ バカハンガイ（ウランバートルより70キロメートル南東）の食肉加工工場を1993年に建設完成させ、馬肉製品の輸出。
- ⑥ ウランゴム（ウランバートルより西に 1,200キロメートル）食肉加工工場を、E C諸国又は他国との合併により建設。
- ⑦ 日本の無償でダルハンの食肉加工工場の冷凍施設リハビリを行う。
- ⑧ 骨加工工場の建設を終了させると共に、県・郡に中小骨加工工場の設立支援。
- ⑨ 支援国家の援助（借款・無償）を利用し県・郡庁に小規模食肉加工工場を設立。
- ⑩ デンマーク・ニュージーランド・ドイツ等の援助により、加工機械の導入。
- ⑪ 小腸の加工輸出を政府の計画で行い、バターの輸入。

4. 農畜産機械化基本方針

3～5年間は移行期と考え、農業生産量を保持する目的で機材の供給を行う。

当面はトラクター・コンバイン・農業用機械は、現在まで購入していた国から引き続き購入し、その他の機械は、モンゴル国の環境に適したものを研究し購入する。

次に農業機械の改良については、輸入、他国との協力、合併企業設立、国内生産等によって行う。この際、重要な事は、機械を使用するに当たって土壌保全に留意する必要がある。

トラクター（0.3, 1.4, 2.0, 3.0TC）は、地域生産特徴に合わせて使用し、15～20KWモーター（20～27馬力）の小型トラクターは、農家及び馬鈴薯・野菜生産会社へ供給する。

上記の目的達成のため、総合的判断を下すと、ロシア（ウランディーメルのトラクター工場）のT-25A（タイヤ付トラクター）若しくは日本（久保田）の小型トラクターが合致していると思われる。

1.4TCトラクターをビラルス国から 3.0TCトラクターをドイツ・アメリカ（ジョン・ディーラー社）から購入予定で、最終的に合併工場を設立する事を目的とする。

1993～1994年に、他の機械（アタッチメント）をトラクター購入国から購入する。

整地・耕地作業用の機械・道具を国内生産するため、カザフスタン国のツギノクラド農業機械会社・カナダと協力して、工業発展を計る。

1994年から、特別機械をオランダ・ドイツ・ビラルス国から購入し、馬鈴薯・野菜生産に使用する。

また、砂糖大根用機械をウクライナ国から輸入する予定である。

農業用機械を林・高原用、草原用、山岳地帯用、コビ砂漠用に分類し、選択使用する。

馬鈴薯、野菜を個人生産する小農家は、小型トラクターを使用する。

また、馬鈴薯、野菜生産の大農場（大都市供給農場）は、現在使用している大型トラクターを使用する。

MTZ-510トラクター（ロシア製）は、国保有（保管）用乾草、大面積草地に使用し、その他の草地については、小型トラクター牽引用草刈機を使用する。

1996年には、小型トラクター牽引用草刈機で、全草量の30～40%を刈り取る。

<中小工場発展計画>

現在は、全ての農業用機械を輸入しているが、将来的には国内生産できるようにする。現在ある修理工場の機能を伸ばし、更にスペアパーツの生産機能を追加する。ダルハン市に建設中のトラクター農業機械修理工場に、小規模生産工場の機能を持たせる。

農業機械国内生産のため、以下の計画を行う。

- ① 小型トラクター・アタッチメントの組立作業を、ロシア・日本と協力し合併会社を設立する。
- ② 14KHトラクター組立を、ベラルーシと協力しスペアパーツを生産する。
- ③ ヘーレーキ・サイドレーキ（刈草のかき集め機）の生産を行う。
- ④ 整地・耕地用作業機、種蒔き機のスペアパーツ生産技術を導入し、合併会社を設立する。
各県については、カザフスタン・カナト国と協力する。
- ⑤ ロシア・中国との協力により、小規模風力発電所を設立する。
- ⑥ 刃物、ノコギリ、工具、溶接機具等の生産発展を行う。

以上の小規模生産工場設立の費用は、総額 4,900万米ドル必要であり、そのうち 1,750 万米ドルは準備資金である。

小規模生産工場設立地の最有力地は、ダルハンであり、ロシア・ベラルーシと協力し 0.9～14KHトラクターの組立、ロシアと協力し草刈り機、ヘーレーキ・サイドレーキ（刈草のかき集め機）の生産、カザフスタン国と協力し耕耘機の生産等 5～6種の機械生産工程を組入れる予定である。

5. 水資源開発基本方針

人間・家畜・工業用水供給に重点を置く。

次に灌漑農地面積の拡大、水力利用、水被害防止対策があげられる。

水不足の村落、地下水調査が困難な地域、高山、家畜移動地域等での地下水源を探す仕事に力を入れる。

砂糖大根・油脂植物用に新灌漑施設を作り、現在灌漑施設改良を、1993年から資金能力により順番に行う。

地方大村落での上下水道施設、水処理場設置は、各地方自治体組織が行う。

ヘルゲン、ザホハン、オルフォン、トール、バッドルグ、オンキェトウイ、ターツ他の大きな河川の流量を調節し、また、オスス、ホット、バインウルギー、ザルハン、アルハンガイ、フブスル等の県に、小規模水力発電所を1993～1996年に作る。

都市、村、建築物に洪水予防施設を作る。井戸からの水汲み上げ用ポンプを1994年から生産開始する。この為の資金は、支援国家の借款を用いる。

1993～1996年に、この分野に必要な資金は7億トグルク(200万米ドル)である。

6. 人材育成基本方針

現在農牧畜業就業人数は24万 4,700人であり、その学歴内訳は、大卒 3.1%、専門学校卒 4.8%、高卒(義務教育終了者) 89.5%、学校に行っていない人々 2.6%である。

食品農牧省推薦で、外国の大学 300人、専門短大12人、専門学校21人留学しており、国内教育機関に対しては、農牧業大学 893人、技術大学24人、農牧業水産専門短大 2,000人以上、農牧業教育センター 3,500人、合計 6,750人が勉強している。

市場経済に移行し、多くの企業が設立された現状に合わせて、教育システムを改善する。これにより、レベルの高い専門家・マネージャー・学者を生み出す。

上記の目的達成のため、農牧業大学の入学者数を減少させ、教育制度の改革を行い、ホルト県の農牧業専門短大・ダルハン市の水産専門短大・バイチャンタマンの農牧業学校を農牧業大学の附属学校とした。同時に地方の短大・専門学校を教育実習機関にし、仕事内容別に再教育を行い、教育水準を高め仕事の効率・質を考慮し、給与に反映させる。

- ・教育・化学・産業・科学を集結し、国の発展を計る。
- ・現労働者の再教育システムを整える。
- ・大学・専門短大・教育センター等と外国の同レベル学校の間に関係を持たせ、交替留学を実行する。
- ・学校の授業内容を市場経済化に適した科目に変更していく。
- ・農牧畜業分野の高学歴者の10%以上を市場経済教育のため、1～2年間先進国に研修に行かせる。

外国投資を有する企業単位の設立、登録及び
解散に関する規則

第一条 一般規則

この規則は基本金の20%以上を外国投資家が占める企業単位（合併会社と含む）をモンゴル国において設立、登録及び解散することに際して適用する。

第二条 企業単位の種類

- 2.1 企業単位は次の三種とする。
 - 2.1.1 外国投資家が自ら独占的に投資を行なって設立した会社、あるいは外国に本店のある会社が当国に開設した支店。
 - 2.1.2 モンゴル国にすでにある会社の持ち分（投資分）、株、他種証券など（その中にモンゴル国民営化法に基づいてクーポンで渡された投資分、株、他種証券も含まれる）を外国投資家が外投及び貨資の上で得た内貨(tugrig)トルで買うという方法で投資した会社。
- 2.2 外国投資を有する企業単位の基本金が全て外国投資から成る場合を「100%外国投資会社」モンゴルの投資が含まれる場合を「合併会社」と言う。

第三条 企業単位の設立における許可不許可

- 3.1 外国投資有する企業単位の設立許可は、通産省が資本家の申請を元に資本家の申請を元に出す。
- 3.2 外国投資を有する企業単位の設立の許可の申請書は、この規則の第一付属資料に従って、資本家によって書かれ、通産省へ提出される。
100%外国投資会社の申請書は、外国の資本家のみで、また合併会社の申請書は外国側及びモンゴル側共同で作成する。
- 3.3 申請書には以下の事項を付属資料として添付しなければならない。
 - 3.3.1 投資家の紹介
 - 3.3.2 投資するのが会社の場合は法人としての証明書、個人の場合はパスポートの写しが必要。
 - 3.3.3 合併会社設立に関する契約書。100%外国投資会社の場合は、この限りではない。
 - 3.3.4 外国投資を有する企業単位設立の定款。
 - 3.3.5 投資に関する市場、経営、技術、並びに、その地の取決め。
 - 3.3.6 F/S（プロジェクト）あるいはいくつかの部門に事業を行なう予定がある場合、それぞれにおける計画。

- 3.3.7 投資家の財政能力を示す取引銀行の説明書（固定財産等についても記述する）
- 3.3.8 天然資源の探査、採掘及び加工、土地の利用等、特別許可を必要とする事業については関連省庁の認可。
- 3.4 法人としての投資家の紹介には以下のことを明記のこと。
 - 3.4.1 社名、国籍、住所、TEL；FAX；TELEX 番号
 - 3.4.2 法人となった年月日、登録番号
 - 3.4.3 自国及び外国で行なっている事業、また他国に支店を開設している場合には、そこでの業務種類
 - 3.4.4 モンゴル国及び他国に代理店がある場合には、その名前、住所、TEL；TELEX；FAX 番号
 - 3.4.5 管理組織
 - 3.4.6 取引銀行名、住所、TEL；FAX；TELEX 番号
- 3.5 個人としての投資家の紹介には以下のことを明記のこと。
 - 3.5.1 氏名、性、国籍
 - 3.5.2 生年月日。
 - 3.5.3 パスポートの種類、番号、発行所、機関、有効期限。
 - 3.5.4 学歴、職業、資格
 - 3.5.5 現在の職種・仕事内容
 - 3.5.6 モンゴルあるいは外国企業の会社社員である場合は、その社名と住所。
 - 3.5.7 取引銀行名、住所、TEL；FAX；TELEX 番号
- 3.6 外国投資有する企業単位の設立に関する定款・契約には以下のことを明記のこと。
 - 3.6.1 投資家のリスト、名前、国籍、職業、住所
 - 3.6.2 企業（会社）の商号、会社の種類、住所、所在地
 - 3.6.3 事業内容、期間
 - 3.6.4 資本金額、出資単位、持ち株数及び株券の種類（一株の額面）
 - 3.6.5 投資家別の出資金額、持ち株数、現物出資リスト、払込み金の払込方法、期限
 - 3.6.6 出資のうち金額で払うべき出資額を定められた期限内に納めなかった、もしくは期限内ではあるが、払うべき出資額を納めなかった場合の投資家の責任
 - 3.6.7 決議に関する規程
 - 3.6.8 合併会社の場合、その運営の代表権。
 - 3.6.9 監査役がいるとした場合は、その選び方と権限等について
 - 3.6.10 決算について
 - 3.6.11 定款の承認有効期限の延長、廃止、変更
 - 3.6.12 出資者間でのその他の取り決め。
- 3.7 合併会社の社内規程則は以下のことを明記のこと。
 - 3.7.1 合併会社の商号・所在地
 - 3.7.2 事業内容、実行の段階、期間
 - 3.7.3 資本金。株式会社については株主の募集方法、株主総数、一株の額面。

- 3.7.4 出資額
- 3.7.5 生産運営の組織、形成の方法とそれらの権限、決議の方法
株式会社の場合は株主總會の開催決定権限
- 3.7.6 取締役、監査役の役員数、その選定方法、有効期間
- 3.7.7 出資者の権限、不正時の処罰。株式会社の場合は申込んだ株式の引受金額を期限内に払わなかったためおきた損害賠償について
- 3.7.8 利益、損害の配当について
- 3.7.9 会計及び決算方法
- 3.7.10 従業員の雇用、騒動環境、社会福祉について
- 3.7.11 合弁会社の営業停止、解散、最終決算について
- 3.7.12 出資者間で紛争が起きた場合の解決方法。
- 3.7.13 出資者が決めた他の事項。
- 3.8 契約・規則はモンゴル語で作成するが、外国の投資家に必要になるとみれば、彼らの公式語か英語で作り公証所に認証を得る。
- 3.9 F/S (プロジェクト) に以下明記のこと。
 - 3.9.1 生産サービスの目的・意義・基盤などを記した基本的な資料、投資に関する調査一般的な条件
 - 3.9.2 製品及びサービスの要求・需要、従来の計画市場の地域競争、販売計画、生産、梱包、保存、郵送、経費、生産計画、主助製品、スクラップ加工利用・精製・廃棄法、生産能力
 - 3.9.3 生産の基本材料補材、原料量、原料の需要原料供給方法、原料供給計画、生産の事業に関連したその他の経費
 - 3.9.4 工場的位置、工場における要請、工場を選択した根拠、道路、通信、電気、暖房等設備、水・蒸気の供給
 - 3.9.5 プロジェクトの技術のおおよその過程、基本的及び補佐的な設備の名・種目・ファクター・選択した理由、調達法、価格、原価、部品、工具、公民の建物(住居)とそれに対する配慮。
 - 3.9.6 プロジェクトの構成組織とそれに対する追加の経費。
 - 3.9.7 労働力の必要性(工業範囲内・工業範囲外の従業員、技術)、労働者の専門教育労働力の供給法
 - 3.9.8 プロジェクトを動かす前迄の仕事のスケジュール。
機械の品揃え設備の供給、協定、契約、機械設備の組立て・調整、技術的解決、業務員の育成準備、販売協約
 - 3.9.9 財務・経済の評価・計算。すべての養成されるべき投資(資本回転資金)財源(種類・形態及び段階)、生産経費の計算。計画の財務的・経済的評価(経費を保証する期間・収入ノルマ・倒産しない保証・利益
F/S (プロジェクト) の起動により環境に与える影響、衛生基準の遵守、機械・技術水準に対するの専門家の評価、結論を出すのに必要となる情報が含有されているかどうか。

- 3.10 申請国は、3.3 に示された書類とともに受領した日から60日以内に、省大臣通産委員会の会議の決議により大臣の命令で決定する。
申請書に添付された資料のチェックは通産省内の外国投資局で行なわれ、資料が全部そろった日が受領日となる。
書類の原文を外国語で作成した場合、それをモンゴル語に翻訳した公式の訳文を添付する。
- 3.11 外国投資の有する企業単位設立の許可を求める申請書に対して、通産省はその企業の事業・サービスの種目・特徴を考慮し、専門の機関の参加により、次のような方針で結論を下す。
- 3.11.1 法律・規則に適合しているかどうか。
3.11.2 自然・環境に与える影響。
3.11.3 衛生基準を満たしているかどうか。
3.11.4 技術水準の評価。
- 3.12 外国投資の有する企業単位は、設立認可を与えた通産大臣の命令に基づいて、その企業単位にこの規則の第二付属資料に示された法人証明書を与える。
法人としての証明書は通産大臣の命令が出た日から開業日の3日前以内に本企業単位に渡される。
もし大臣の命令にその企業単位が予め実行すべき要請あるいは条件が示された場合それを実行した後に証明書が渡される。
証明書の有効期間はその企業単位の事業に関する契約及び規則に示された期間とする。
証明書を他人に譲渡することはできない。
証明書の発行時、更新または延長時には、指示された金額を出資者が通産省に支払う。
- 3.13 外国投資の有する企業単位の事業が専門機関の結論によりモンゴル国の法律・規則に適しない、自然・環境を汚染する、あるいは悪影響を与える、または自然・環境の保護回復義務に対する計画がうまくいかない、適しない、事業（生産・サービス）が衛生基準に達しない、機械設備が技術の水準の要求を満たさない等がある場合は通産大臣委員会の会議の決議により外国投資の有する企業単位を設立するのに必要な認可を下さない。大臣委員会の会議の決議に基づいて、大臣が許可しない旨の命令を、その理由とともに出す。

第四条 外国投資を有する企業単位の契約、規則を変更する場合

- 4.1 外国投資を有する企業単位が全資本、契約、規則に追加の変更を行なう場合は、その30日前に通産省に知らせる。
投資家が全資本、契約、規則に追加の変更を行なうにあたっては、本則の3条3.3に示された書類を全部揃え、申請書と共に提出する。

- 4.2 申請書および添付した追加変更の書類の受領日から30日以内に、通産省が本則の3条に示した通りに決定する。
- 4.3 通産省が、外国投資を有する企業単位の全資本、契約、規則に追加の変更を入れることを認可した場合、これら追加の変更について本則3条の3.12に示された法人証明書に適当な記入を行なう。

第5条 外国投資を有する企業単位の登録

- 5.1 通産省が外国投資を有する企業単位の設立を認可し、法人の証明書を渡した日から30日以内に、その企業単位はモンゴル企業単位法に従って、モンゴル国税総局に登録しなければならない。
- 5.2 国税総局は、外国の投資を有する企業単位を登録した後、一週間以内に公衆に報告する。
その報告には外国の投資を有する企業単位の商号（社名）、住所、電話番号、代表者・投資家の名前・所属、全資本、産業、サービス、投資家の全資本に対する構成比、事業を行なう期間等が書かれる。
- 5.3 外国投資の有する企業単位の全資本、契約、規則等にもりこんだ追加の変更を通産省が認可し、証明書に適当な記入を行なった場合にも、国税総局が登録して、公衆に報告する。

第六条 外国投資を有する企業単位の事業を停止、その企業単位を閉鎖することについて。

- 6.1 外国投資を有する企業単位は以下の根拠により事業停止となる。
 - 6.1.1 契約・規則に書いた期間が終了した時。
 - 6.1.2 出資家はその企業単位の権限を他人に譲渡せずに、事業を契約・規則に示した期間よりも前に停止する話しに至った場合
 - 6.1.3 外国の出資家が、自らの権限をモンゴル法人、国に所属する人等に譲った時。
 - 6.1.4 モンゴル国の法律及び規則に反した企業単位が、破産した等の根拠により裁判の判決で停止を宣告された時
 - 6.1.5 契約・規則に示され、認可を得た事業が国税総局に登録された日から1年6ヶ月以内に始まらない時
 - 6.1.6 外国投資を有する企業単位の事業が本則の3条3.11に示された結論に反したということが証明された時
 - 6.1.7 法律に反した他の根拠による時。
- 6.2 この条の6.1.6に示された根拠により外国投資を有する事業を一時内あるいは完全に停止することを通産大臣委員会の会議の決議による大臣の命令で決定し、これについて国税総局に知らせる。

事業を一時的に停止する決定が出た場合、その根拠が犯罪的であれば通産省が国家の法律の機関に提出する。

- 6.3 この条の6.1.6 示された根拠以外の根拠で事業が停止した外国の投資を有する企業単位はこの決定を、決定が出た日から二週間以内に通産省に送る。
- 6.4 閉鎖した外国投資の有する企業単位は、所属している管理機関を通して事業終了のレポートとともに支払い・決算を完全に終わらせたことや自然環境を回復させる役割を果たしたという証拠を通産省提出する。
これらの書類に基づいて通産省がその企業単位の設立の認可や法人の証明書を無効にし、国税総局に知らせる。

第七条 他 の 事 項

この規定に示されていない他の問題については、モンゴル国外国投資法企業単位法、外国投資に関する他の法律及び決定等に従う。

JICA